

医療法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 7 年 3 月 31 日
厚生労働省医政局総務課

医療法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和 7 年 1 月 28 日（火）から同年 2 月 27 日（木）まで御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	かかりつけ医制度を充実させる方向性は賛成ですが、かかりつけ医制度の分科会の報告書をみても、この省令案を見ても、どのような姿を目指しているのか、その際の医療費はどれくらい削減されるのかというような具体的なものが見えてきません。 より具体的な目標を示したうえで、かかりつけ医制度の方向性がはっきりわかるようにしていただきたいところです。	かかりつけ医機能報告制度は、各医療機関からかかりつけ医機能に係る報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことにより、地域で必要なかかりつけ医機能を確保し、地域医療の質の向上を図ること目的としています。